

企画趣旨

垣内秀介

1 背景と問題意識

本特集は、紛争解決にとって時間という観点をもつ意味を検討しようとするものである。

およそ世の中のあらゆる事象と同様に、紛争、あるいはその解決は、時間の進行・経過と無縁なものではあり得ない。紛争は、社会生活における様々な事象や行為の積み重ねにより発生し、一定の時間の経過を通じて展開する。紛争解決もまた、通常、複数の関係者の行為の積み重ねから構成され、その目的を達するためには一定の時間を要する。加えて、紛争が時間の経過を通じて展開するとすれば、紛争解決がどの時点で開始され、また終了するかも、当該紛争解決がもつ意義に影響を与える。この影響は、紛争の内容によっても異なるが、場合によっては、時機を失した紛争解決の価値は、無に帰することもあろう。このように、時間の進行は、一方では、ある一連の過程が開始され、終了するまでの期間の長さという点で、また他方では、それがいつ開始され、終了するのかという時点ないしタイミングの点で、紛争やその解決のあり方に影響すると考えられる。そして、紛争解決の過程に要する時間は、それが終了する時点がいつになるかを決定することになるという意味で、時点の問題とも密接な関係を有する。

これらのうち、期間の長短という点についていえば、民事手続法分野では、伝統的には、紛争解決のために長い時間を要することがしばしば問題視されてきた¹⁾。各国における民事訴訟法の歴

史は、手続の迅速化の試みとその挫折の歴史といっても過言ではない。その意味で、手続の迅速化は、いわば時空を超えて見果てぬ夢とされてきた。そこで問題とされてきたのは、不要に長い時間が経過することにより、紛争解決の価値が低下することであり、手続保障等とのトレードオフは問題となり得るものの、同程度の手続保障や判断の質が確保される限り、より早く、より短時間で紛争解決が是とされ、紛争解決は、いわば早ければ早いほどよい、と考えられてきたといえる。

もっとも、近時における技術の急速な発展やそれに伴う社会生活の変化は、こうした問題状況に変容をもたらす可能性がある。従来、紛争解決に時間がかかってきた背景には、紛争解決のために必要な情報の収集や整理、それに基づくコミュニケーションや判断形成に一定の時間を要せざるを得ない、という事情が存在したと考えられる。「足で稼ぐ」などというように、リアルな現実世界の中で、生身の人間である当事者やその代理人が関連する資料を集めたり、聴き取りを行ったりすること、そうして得られた情報に基づいて次の一手を考えること、そうした一手を受けて、相手方としても同様のプロセスを経て対応を検討し、実施すること、訴訟ということになれば、裁判官も含む関係者間でのコミュニケーションの積み重ねを経て争点を特定し、それについての証拠調べを行い、その結果を吟味しつつ判断を形成し、判決書を作成する、といった一連の過程に、一定の場合によっては相当長い時間を要することは、たしかにやむを得ないことのようにも思われる。しかし、紛争解決に必要な情報の多くがデジ

1) 民事訴訟の審理期間を論じた先行業績は枚挙に暇がないが、時間という視点からの民事訴訟法理論の包括的な再検討を企図した研究として、勅使川原和彦『民事訴訟法理論と「時間」的価値』（成文堂、2009年）が挙げられる。